

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 1 / 2562 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種表の改定

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策および基準に基づき、

投資委員会は観光産業、バイオエコノミーおよびグリーンエコノミー産業への投資を促進するため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条及び第 31 条に基づき、下記の通りに公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の投資奨励対象業種表の 7 類に下記の文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

#### 7 類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
7.22.9 クルーズ・ターミナル (Cruise Terminal)	1. 投資金額 (土地代及び運転資金を除く) が 1 億バーツ以上であること。 2. 関係政府機関の同意を得ること。 3. クルーズと観光客の受け入れに必要な設備や施設がなければならない。例えば、乗客の待機場所 (旅客ターミナル)、通関や入国の手続きを済ませる場所など。 4. 旅客貨物 (passenger cargo) に関わる入港 (停泊 (berth)) 料、乗船・積み込み、下船・積み下ろしなどのサービスから得る収入は法人所得税免除の対象となる。	A3
7.22.10 大型で有益な観光地事業	1. 投資金額 (土地代及び運転資金を除く) が 1 億バーツ以上であること。 2. 関係政府機関の同意を得ること。	A3

第 2 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表の 1.11, 1.13, 6.1, 6.10, 7.22.4, 7.22.6, 7.22.7 類の文章を廃止し、下記の文章に改定する。

#### 1 類 農業および農産品

業種	条件	恩典
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造 (薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)		

<p>1.11.1 高度先端技術を使用する天然エキスの製造、または同プロジェクトに高度先端技術を使用し、継続的に抽出した天然エキスからの製品の製造</p>		A2
<p>1.11.2 天然エキスの製造、または同プロジェクトに継続的に抽出した天然エキスからの製品の製造</p>		A3
<p>1.11.3 天然エキスの抽出が含まれない天然エキスからの製品の製造</p>		B1
<p>1.13 皮革なめしまたは皮革仕上げ</p>	<p>1. 環境にやさしい技術を使用すること。例えば、化学薬品の使用削減、あるいは、酵素や生体触媒 (Biological Catalyst) を化学薬品の代わりに用いるなど。</p> <p>2. 皮革なめし事業を行う場合、工業団地または奨励を受けている工業区または工場法の 30 条に定められた工業区に立地すること。生産効率向上のための投資奨励措置に基づく、新規申請及び拡大する為の申請をする場合、工業団地または奨励を受けている工業区または工場法の 30 条に定められた工業区に立地することを条件とせず、既存の場所に立地することを認める。ただし、環境負荷の削減対策を有すること。</p>	A3

6 類 化学工業、紙及びプラスチック

業種	条件	恩典
<p>6.1 工業用化学品の製造</p>	<p>1. 以下の化学品の製造を奨励しない。</p> <p>1.1 消費者向け化学製品の製造、例えば、建築用塗料、洗浄剤、自動車用潤滑剤、複合化学肥料、除草剤または殺虫剤。</p> <p>1.2 建設用の化学製品、例えば、セメント混和剤 (Concrete admixture)</p> <p>1.3 国際条約によって使用の制限されたり、中止を求められている地球温暖化の原因となる化学品・物質</p> <p>2. 混合 (Mixing) 若しくは希釈 (Dilution) 若しくは状態変化 (Phase Transition) のみ行うプロジェクトは奨励対象外となる。</p>	A4

ประกาศ ที่ ส.1/2562 เรื่องการแก้ไขเพิ่มเติมและปรับปรุงบัญชีประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุนตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 2/2557

6.10 薬品の製造		
6.10.1 ターゲット医薬品の製造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当する事業は奨励申請する日に、保険省が発表した対象薬品リストに含まれているターゲット医薬品を製造すること。</li> <li>2. 操業開始期限日から2年以内にPIC/Sに基づくGMP基準の認定を受けること。</li> </ol>	A2
6.10.2 現代医薬品及び伝統医薬品の製造	操業開始期限日から2年以内にPIC/Sに基づくGMP基準の認定を受けること。	A3

7類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
7.22.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工藝展示場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。</li> <li>2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。</li> <li>3. タイ国籍者は全株式を51%以上保有すること。</li> </ol>	A3
7.22.6 博物館	投資金額（土地代及び運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。	A3
7.22.7 カーレース場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. FIA（国際自動車連盟）またはFIM（国際モーターサイクリズム連盟）から規格の認定を取得すること。</li> <li>2. 他のレース場、例えば、ドラッグレース場、リフト走行レース場、スーパークロスレース場がある場合、同格の規格又は国際基準又はガイドラインに従って、建設すること。</li> <li>3. 近隣住民に対する危険及びトラブルに対する予防、管理措置を有すること。</li> <li>4. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。</li> </ol>	A3

有効は本文書公布後直ちに。

発布日：仏暦 2562年（2019年）2月12日

陸軍大将

プラユット・チャンオーチャー  
投資委員会委員長